

参考資料

- 用語解説
- 緑地の分類
- 都市公園の分類
- ワークショップ会議
- 緑のまちづくり審議会

あ行

アクセス

目的地までに近づくこと、又はその方法。交通アクセスは目的地までの交通の便や手段のこと。

運動公園

都市住民全般の、主として運動の用に供することを目的とする都市公園。都市規模に応じ、1箇所当たり面積を15～75haを標準として配置される。

エルフィンパーク

北広島駅に隣接する東西連絡橋の橋上広場の愛称。エルフィンは森に住む妖精のこと。

NPO

民間非営利組織と訳される。営利を目的としない組織・団体で、公益法（社団法人、財団法人等）でないもの。様々な社会活動、市民活動の組織が生まれている。

か行

街区公園

主に街区内に居住する人の利用を目的とする公園で、面積は0.25haを標準として配置される。

北広島環境基本計画

平成12年3月に制定した北広島市環境基本条例の基本理念を実現するため、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。「第2次北広島市環境保全計画」は、平成23年3月に策定。

北広島市緑のまちづくり条例

市と市民が一体となって北広島市の恵まれた緑を適切に保全し、なお一層の緑の創造と育成を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例。市と市民、事業者の債務を明らかにするとともに、緑保全地区や保存樹の指定、緑の推進員や緑のまちづくり審議会について定めている。

旧島松駅通所

駅通所は、人馬を配置し、荷物や文書を引き継いで輸送していく中継所のこと。島松駅通所は、明治6年（1873年）札幌本道（国道36号）開通の際、沿道の島松に配置され、明治17年（1884年）から明治30年（1897年）の廃止まで中山久蔵が管理を任されていた。道内に残る最古の駅通所として、昭和59年（1984年）に国指定史跡となった。

近隣公園

主に近隣に居住する人の利用を目的とする公園で、面積は2haを標準として配置される。

クラーク記念碑

札幌農学校教頭W・S・クラーク博士が明治10年（1877年）4月に帰国の際、「ボーイズ・ビー・アンビシャス」の言葉を残した旧島松駅通所のそばに建つ記念碑。

さ行

在来種

在来種とは、本来的に、日本国内において生態系の構成要素となっている日本産の種をいう。(実体的には、日本産の種のリストから、概ね明治時代以降に導入されたと推定される移入種として捉えられる。)

市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として蔬菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸付ける農園のこと。最近は、地方公共団体や農協等が市街地内に残された農地の活用を図りつつ、市民のニーズに応えるため、農地所有者から農地を借り上げ設置するケースが多くなっている。

生物多様性

自然の生態系を構成する動物、植物、微生物などが豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性など、さまざまな多様性を持つ生態系概念。

総合公園

都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所あたり10～50haを標準として配置される。

た行

地区公園

主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置される。

特別緑地保全地区

都市計画区域内の緑地のうち、良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定められる地区であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。このため、損出補償、土地の買入れの制度が設けられている。

都市計画マスタープラン

市町村が、住民の意見を反映しながら、都市づくりの将来ビジョンをたて、地域ごとの市街地整備の方針や諸施設の配置方針などをきめ細かく定める計画のこと。平成4年(1992年)、都市計画法の改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として制度化された。

な行

中山久蔵による寒地稲作発祥の地

明治6年(1873年)、本市の島松に入植した中山久蔵が初めて寒冷地でも育つ稲の開発に成功、種もみを全道に広め、寒地稲作の祖と称えられた。その記念碑が島松の地に建っている。

二次林

その土地本来の自然植生が災害や人為によって破壊されたあとにその置き換えとして発達している森林。日本の雑木林は、薪炭材確保するために切られたあと自然に再生したものなので二次林と呼ばれる。

は行

バイオブロック工法

再生紙ダンボールから作られた六角型の植栽用ポット。根を傷めず植栽することが可能で植え穴を必要としない。ポットは数年で風化する。

パートナーシップ

共通の目的を達成するために、市民・事業者・行政などが対等な立場で、それぞれの役割を担いながら、連携・協働すること。

広場公園

主に商業・業務系の土地利用が行われている地域において、都市景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供されることを目的とする。

ま行

民間施設における緑化の基準及び協議に関する要領

北広島市緑のまちづくり条例に規定する民間施設における緑化に関し、必要な事項を定める要領。緑化の基準、緑化の方法、協議の方法などを定めている。

無立木地

森林法上、植林が必要なところで、伐採跡地や立木密度が30%未満の所をいう。

や行

野生生物

野生生物保護基本法で定義する野生生物とは、動物界、植物界（藻類を含む）、菌界（地衣類、変形菌類を含む）に属する全ての野生の生物種を指す。

ら行

緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として都市緑地法第4条の2第2項第3号二に規定している緑の基本計画に任意に定める事項の一つ。当該市町村の緑地の状況等を勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めるもの。

緑化センター

緑に親しみ、緑を大切にすることを育むため、緑化に関する相談、指導や普及啓発などを行う施設のこと。

緑視率

緑視率とは人の目に映る緑の量で、立面的な視野内に占める緑量の割合を緑視率という。

緑被率

区域に占める緑被地の割合。緑被率は樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等、植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称である。

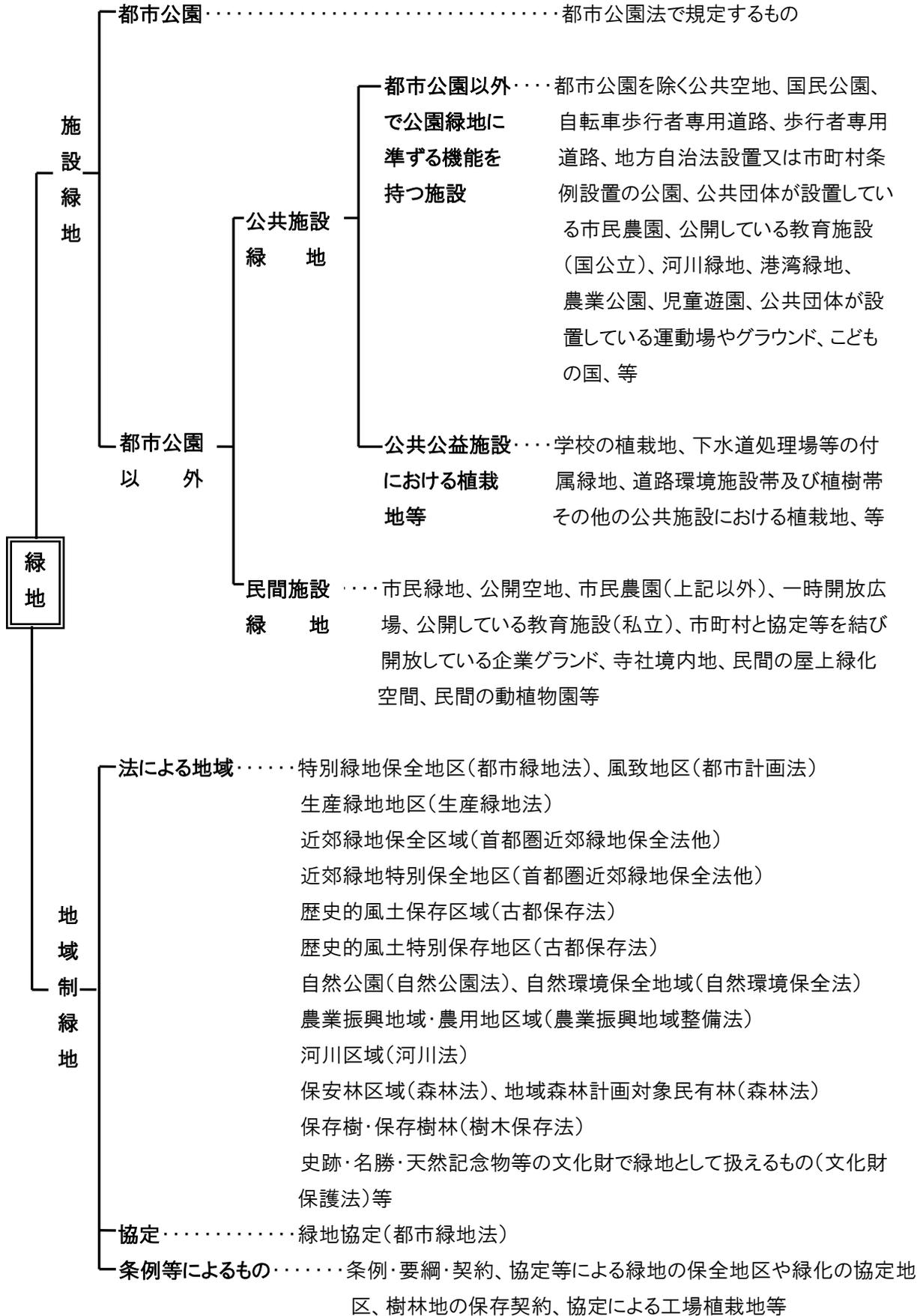
林地開発

森林を伐採し、住宅、畑、駐車場、砂利採取等のための土地の形質変更をする行為。森林の有する公益的な機能を保全し、森林の土地の適正な利用を図るため、この行為には森林法第10条の2により、民有林である林地の開発については都道府県知事の許可が必要。

わ行

ワークショップ

あるテーマを決め、参加者が自由な討論を行いながら方向性を見いだしていくこと。市民参加の一つの手段として、近年多く用いられるようになった。



●● 都市公園の分類 ●●

区分・名称		定 義	
基 幹 公 園	住区基幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積 2ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積 4ha を標準として配置する。
	都市基幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	
都市緑地		都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図ることを目的とする緑地であり、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。	
緑 道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
都 市 林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	

項 目	内 容 (検討テーマ)	開 催 日
平成 13 年度 現 況 調 査	第 1 回 (北広島の緑の)「好きな場所、改善したい場所」 ・ワークショップのルール説明のあと、各テーブルに分かれて話し合った。	平成 13 年 9 月 21 日
	第 2 回 「北広島の緑を眺めてみよう」(ウォッチング) ・第 1 回ワークショップで出された緑資源を実際に見に行き、緑のよさや改善点などの確認を行った。	平成 13 年 10 月 14 日
	第 3 回 「緑づくりのアイデア」 ・第 1 回・2 回の結果報告のあと、各テーブルに分かれ、アイデアを出し合った。	平成 13 年 11 月 16 日
	第 4 回 「第 1 回、第 2 回、第 3 回ワークショップ会議のまとめの確認」 「ワークショップ会議のまとめから見える北広島の緑づくりの検討テーマ」 ・これまでのワークショップ会議意見のとりまとめと、今後の検討テーマについて全体討議形式で話し合った。	平成 14 年 2 月 8 日
平成 14 年度 素 案 作 成	第 1 回 「緑の将来像」 ・14 年度の進め方、南の里地区緑地保全計画についての進捗報告のあと、各テーブルに分かれ、将来像にふさわしいキャッチコピーなどについて話し合った	平成 14 年 6 月 19 日
	第 2 回 「緑づくりの実現に向けた方策の検討」 ・計画編骨子の作業進捗の報告のあと、系統別に別れ、実現に向け市民がすべきこと、行政がすべきことについて話し合った	平成 14 年 8 月 30 日
	第 3 回 「現在までのワークショップ意見のまとめ」 ・現在までのワークショップ意見のまとめを振り返り、全体討議形式で市民意見として盛り込みたい内容について意見交換し、施策の基本方向について感心のあるものに、参加メンバー全員で投票を行った。	平成 14 年 10 月 31 日
	第 4 回 「中間報告案について討議」 ・中間報告案を説明したあと、全体討議形式で内容について意見交換を行った。	平成 15 年 2 月 26 日

●市民ワークショップメンバー

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	福田 匡恭	14	小池 こと	27	中村 桂子
2	重本 賢治	15	寶示戸 貞雄	28	屋野 とみ子
3	森 なおえ	16	南條 元	29	阪内 和也
4	佐藤 清一	17	伊藤 道夫	30	工藤 栄美子
5	奥 晴夫	18	加藤 和子	31	冬澤 たみ子
6	小沢 清和	19	小林 令子	32	神尾 鈴子
7	室松 泰子	20	菅田 秀美	33	吉田 有美子
8	斉藤 トキ江	21	青柳 恵美子	34	水野 幸子
9	奥 さよ子	22	白石 弘一	35	村川 栄太郎
10	福原 明美	23	松野 敏	36	中村 和子
11	岩松 順子	24	秋葉 文恵	37	ソウ サイハ
12	野口 親司	25	富田 辰夫		
13	梅村 芳樹	26	吉川 悦子		

●北広島市緑のまちづくり審議会

・審議会委員

	氏名		氏名
会長	五十嵐 恒夫	委員	加藤 和子
会長代理	浅川 昭一郎	〃	森本 玲子
委員	鈴木 重紀	〃	神戸 忠
〃	筒井 宣昭	〃	柿澤 宏昭
〃	藤原 晴美	〃	小屋 亮子

・審議会の開催経過

年月日	備考
平成 13 年 4 月 9 日	報告
平成 13 年 7 月 26 日	緑ウォッチング
平成 14 年 3 月 12 日	報告
平成 14 年 12 月 19 日	報告
平成 15 年 8 月 7 日	協議
平成 15 年 9 月 27 日	協議
平成 15 年 12 月 18 日	協議
平成 16 年 4 月 28 日	諮問・答申

●● 北広島市緑のまちづくり審議会開催状況 ●●

(平成 22 年～23 年度)

項 目		内 容	開 催 日
平成 22 年度	第 1 回	・委員委嘱 ・札幌市を事例とした緑の基本計画について説明 ・北広島市緑の基本計画について説明	平成 22 年 7 月 13 日
	第 2 回	・北広島市グリーンツーリズムについて説明 ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業について説明	平成 23 年 3 月 9 日
平成 23 年度	第 1 回	・「北広島市緑の基本計画」改訂の諮問 現「緑の基本計画」の概要、「将来の緑」の予測見直しのスケジュールについて意見交換を行った。	平成 23 年 10 月 14 日
	第 2 回	・「北広島市緑の基本計画」の改訂の審議 緑地の保全及び緑化の推進のための施策(5章)、重点プロジェクト(6章)における緑づくりについて審議を行った	平成 23 年 11 月 11 日
	第 3 回	・「北広島市緑の基本計画」素案の審議 緑の基本計画素案(1章～4章)、今後の緑のあり方について審議を行った。	平成 24 年 1 月 27 日
	第 4 回	・「北広島市緑の基本計画」素案の審議 第 3 回緑のまちづくり審議会における意見とその対応について審議を行った。	平成 24 年 2 月 24 日
	第 5 回	・「北広島市緑の基本計画」素案の審議 素案の最終審議を行った。	平成 24 年 3 月 22 日
			・「北広島市緑の基本計画」の答申

●北広島市緑のまちづくり審議会委員

(任期 平成 22 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日)

	氏 名		氏 名
会 長	浅 川 昭一郎	委 員	小 屋 亮 子
委 員	柿 澤 宏 昭	〃	松 野 敏
〃	金 子 正 美	〃	山 口 貴 子
〃	富 田 辰 夫	〃	村 元 邁
〃	高 橋 裕	〃	山 北 雅 宏